

令和4年度 加賀市まちなか店舗立地支援事業募集要項

賑わいと交流のある商店街づくりを支援するため、商業店舗の新規開店又は既存店舗の改装（新装開店）を行う事業者に対し、費用の一部を助成します。

【補助対象地域】

補助の対象となる地域は、次に掲げる7地区の小学校区域内であって、原則として複数の商業店舗が近接して立地する街路沿いとします。

- | | |
|------------|---------------|
| (1) 大聖寺地区 | 錦城小学校及び錦城東小学校 |
| (2) 山代地区 | 山代小学校 |
| (3) 片山津地区 | 片山津小学校 |
| (4) 動橋地区 | 動橋小学校 |
| (5) 山中温泉地区 | 山中小学校 |
| (6) 橋立地区 | 橋立小学校 |
| (7) 作見地区 | 作見小学校 |

【補助対象者】

次に掲げるすべての要件を満たす者としてします。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に定める中小企業者であること。
- (2) 市税等に滞納がない者であること。
- (3) 新たに建設し、若しくは空き店舗等を活用して商業店舗の開店（以下、「新規開店」という。）を行おうとする者、又は既存の商業店舗を改装し景観性の向上や新規事業の展開（以下、「改装」という。）に取り組む者であること。

※経年劣化の補修やトイレの洋式化等は改装の対象になりません。

なお、過去に本事業又は「加賀市商店街まち歩きが楽しい店づくり支援事業」の採択を受けた者であって、当該対象店舗の営業を行っていない者及び当該対象店舗の改装を行うものについては、本事業に応募することはできません。

【補助対象店舗】

次に掲げるすべての要件を満たし、原則、令和5年3月31日までに開業する店舗とします。

- (1) 日本標準産業分類に定める以下のいずれかの業種の店舗であること
①小売業 ②飲食サービス業 ③生活関連サービス業 ④娯楽業
- (2) 営業が夜間（午後6時から翌日午前10時まで）のみでないこと。

- (3) 建物の1階部分で営業を行うこと。
- (4) コンビニエンスストア、ファストフード店等のチェーン店舗でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営むものでないこと。
- (6) 政治団体及び宗教団体による運営でないこと。
- (7) 加賀市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員及びその他反社会的な勢力又はそれらと関係する者が経営又は運営に実質的に関与していないこと。
- (8) 各種法令及び公序良俗に反していないこと。

【補助対象経費】

補助の対象となる経費は、次のとおりとします。

①新規開店及び改装に係る内外装工事費（付帯設備を含む。）

②新規開店に係る備品費及び広告宣伝費

※備品は原則として店舗に設置される事業用資産又は大型の物品であって、消費者への商品・サービスの提供以外の用に供されないものを指します。

食器・文房具等の小型物品やパソコン・オーディオ機器等の汎用性の高い物品、絵画・オブジェ等趣味性の高い物品等は補助対象外です。

【補助金の額】

補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、新規開店は100万円、改装は50万円を限度とします。補助金は、開業後の実績報告に基づき支払います。

【応募受付期間】

令和4年5月2日（月）～6月30日（木）

【採択件数】

新規開店…概ね5件 改装…概ね4件

【応募の手続き】

事業計画書等の提出書類を郵送、持参またはメールで加賀商工会議所又は山中商工会に提出してください。

事業計画書の様式は市ホームページ上に掲載しています。また、商工振興課、加賀商工会議所及び山中商工会にも配置しています。

【提出書類】

- (1) 事業計画書（様式）
 - (2) 工事設計書及び設計図
 - (3) 店舗内外装イメージ図
 - (4) 現状の外観写真
 - (5) 店舗立地箇所が分かる地図
 - (6) 法人の場合 直近期の決算書の写し
個人事業者の場合 前年の所得分の確定申告書の写し（収支内訳書又は青色申告決算書の写し）
 - (7) 経費の見積書（明細を含む。）
 - (8) 住民票の写しや戸籍の附票等、年齢・住所の履歴を表すもの（事業者が移住者・若者のいずれかに該当する場合のみ）
 - (9) 移住計画届（様式）（事業者が移住者に該当し、かつ申請時に加賀市内に居住していない場合のみ）
 - (10) 地域商業団体等による事業計画に関する意見書等の資料（任意）
- (1)～(10)のほか、必要に応じ、事業内容を説明する資料（任意）

【選考審査】

提出された事業計画書に基づき、第三者委員等で構成される審査会において書類及び面接審査の上、選考します。事業計画書の内容については、必要に応じて事前に加賀商工会議所または山中商工会から助言を行います。

審査会は8月上旬頃に開催予定ですので、原則代表者が出席してください。

当該事業に国・県等の他の補助金を活用（実績・予定含む）する場合は、事業計画書への記入が必要です。（別途資料の提出を求めています。）

選考結果を参考に、市長が補助金の交付の決定を行います。

なお、補助金の交付の決定日以降（審査会終了以後）に実施する事業が補助の対象となります。それ以前に発注、購入、契約、工事等を実施したものは補助の対象となりませんのでご注意ください。

【選考の主なポイント】

- (1) 計画全般
計画の具体性・実現可能性、収支計画の妥当性など
- (2) 個別項目
事業者の経歴、商品・販売戦略、店舗外観及び内装の魅力、地域貢献性、
周辺の商業店舗集積（立地）状況など
- (3) その他

事業者（代表者）が移住者や若者である場合は加点措置を行います。

- ・ 移住者 ①2年以上市外に住所を有した後に商業店舗の開業を目的として市内に転入した者又は転入予定の者であって、転入後1年以内に営業を開始するもの
②2年以上市外に住所を有した後に商業店舗の開業を目的として市内に転入予定の者であって、市内で開業後、年度内に転入するもの
- ・ 若者 年度初日の年齢が40歳未満の者

【その他】

補助金の交付の決定を受けた事業者が、交付決定日から5年以内に営業を休止し、若しくは廃止し、又は著しく営業活動を縮小したときは、以下の通り補助金の返還を求める場合があります。事業形態に著しく変更があったときも、同様の返還を求める場合があります。

補助金返還事由が発生した日	返還額
営業を開始した日から3年経過するまでの期間内	補助金確定額×75%
営業を開始した日から3年を超え4年経過するまでの期間内	補助金確定額×50%
営業を開始した日から4年を超え5年経過するまでの期間内	補助金確定額×25%

■事業計画書の提出・問合せ先

- ・ 加賀商工会議所 TEL：0761-73-0001 FAX：0761-73-4599
E-mail：consult@kagaworld.or.jp
- ・ 山中商工会 TEL：0761-78-3366 FAX：0761-78-1766
E-mail：yamanaka@shoko.or.jp

■問合せ先 加賀市商工振興課 TEL：0761-72-7940 MAIL：shoukou@city.kaga.lg.jp